

多治見市 子どもの権利条例



多治見市
子どもの権利条例
に基づいた計画です

条例の前文

～多治見市が目指すまちづくり～

条例のはじめには「子どもの命を守る」という大切なメッセージが書いてあります。
そして、多治見市が目指している子どもの権利を守るための5つの目標も書かれています。
この前文は条例を作ったときの「たじみの子どもたちの思い」をこめて、子どもとおとなが一緒に考えました。

子どもが**安心して**
自分らしく生きることが
できるまち

子ども一人ひとりの
違いを大切にし
個性として尊重するまち

お互いを尊重し、
共に**支え合う**まち

平和と環境を
大切にし、
世界とつながって
いくまち

子どもが
多治見の**今と未来を**
つくっていくことの
できるまち

子どもって何歳まで？
この条例では、17歳までの人を
子どもといいます。
(18歳で高等学校などに通って
いる人も含まれます。)



第1章 多治見市子どもの権利条例の目的

子どもの「最善の利益」を第一に考えながら、
子どもの権利の保障を図ります。
子どもが安心して自分らしく生きることができ
るように、おとなは力を合わせ、助けます。

第2章 子どもの権利の普及

子どもの権利を保障するためには、子どももおとな
も子どもの権利について知ることが大切です。
幅広い世代、立場の方でもわかりやすいように、
さまざまな方法で広めて
いきます。

11月20日は **たじみ**
子どもの権利の日

第4章 子どもの意見表明や参加

人にはそれぞれに自分らしさや個性があります。一人ひとりの思いや考えが違うことは当たり前
です。他人を尊重しながら、自分の考えを自由に表現することができます。
「たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議」では仲間を作り、交流をしながら多治見市に意見を
表明することができます。

第4次多治見市子どもの権利に関する推進計画

この計画は、多治見市が目指す子どもにやさしいまちづくりを実現するために策定しました。
多治見市の子どもに関する他計画とも連携し、整合性を図っています。

基本理念

子どもの権利を保障するまちづくり

子どものウェルビーイングの実現のための基本目標

※ウェルビーイングとは…子どもが心身ともに健やかな状態であること

I

子どもの生命を守り、
安全安心に暮らすための
居場所づくりや体制の充実

II

子どもの主体的な
意見表明・参加の促進

III

子どもの権利に関する
意識の育成・向上

第3章 おとなの役割

おとなには、家庭、学校、地域など子どもが生活するあらゆる場面
において子どもの権利の保障に努める責務があります。

家庭



子どもが愛されて育つ環境を確保し、子ども
が自分の意思と力で育つことを支えること

学校



自分の権利、周りの人の権利も意識しながら、
みんなで楽しく学ぶことができるよう努めること

地域



社会全体で子どもを見守り支え、子どもが
自分らしくいられる居場所を大切にすること

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

心身の悩み、交友関係等子どもが抱えるさまざまな
悩みについて解決の手助けをしてくれるおとな
(子どもの権利擁護委員) がいます。

第6章 子どもに関する施策の推進

子どもの権利委員会は「多治見市子どもの権利
条例」に基づいた計画が条例に沿った内容で
行われているかを調査したり話し合います。